

# 合志市行政改革大綱



平成18年11月

合志市

## 目 次

はじめに	1
1 行政改革大綱の趣旨	1
2 行政改革の基本方針	2
(1) 健全で効率的な行政経営	2
(2) 職員の意識改革	2
(3) 協働によるまちづくり	2
3 行政改革の取り組み	3
(1) 事務事業の見直し	3
(2) 行政組織・機構の再編、見直し	3
(3) 補助金等の見直し	3
(4) 公共施設管理の民間委託等への推進	4
(5) 定員管理および給与の適正化	4
(6) 効率、効果的な行財政運営	4
(7) 第三セクターの見直し	5
(8) 地方公営企業の経営健全化	5
(9) 電子自治体の推進	5
(10) 職員の人材育成・能力の向上	5

(11) 市民等による協働・参画	6
4 行政改革の推進体制	6
用語集	7

## はじめに

合志市は、平成18年2月27日に合志町、西合志町の二町が合併し誕生しました。行政改革については、旧両町においてもその実現に向け、行政改革大綱に基づき取り組んできたところです。

しかし、地方交付税（※1）の減少や、補助金のカットなど、国の三位一体の改革（※2）に伴う歳入減に加え、急速に進む少子高齢化等による歳出の増大により、本市の財政状況はますます厳しくなっており、早急な行政施策の転換が求められています。

このようなことから、平成17年3月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、本市における行政改革大綱を策定いたしました。

この大綱では、「合志市新市建設計画」と整合性を図りながら、社会情勢の変化に柔軟に対応する財政基盤の確立と、行政運営から行政経営への転換という新たな視点に立ち、多様化する市民ニーズに対応していくことを念頭においています。そして、市民と行政が一体となって行財政の総点検を行い、首長の強いリーダーシップのもと大綱の実現に向け、さらに一層の行政改革に取り組んでいくこととしています。

### 1 行政改革大綱の趣旨

行政改革大綱とは、市の行政改革における基本的な方向性を示したもので、本市が行政経営を行っていく上での基本指針となるものです。

具体的な改革の実施については、この大綱に基づいて「集中改革プラン」を作成し、改善・改革策を進めていき、それぞれの改革推進項目を、市民にわかりやすく数値目標などで公表します。

また、集中改革プランの達成に向けて、計画（Plan）⇒実行（Do）⇒評価（Check）⇒改善（Action）のサイクルを取り入れた計画策定や、予算編成に連動させたシステムをつくりまします。

## 2 行政改革の基本方針

本市では、平成18年度から22年度までの5年間の推進期間とし、活力ある合志市のまちづくりのために、3つの基本方針を掲げ、行政改革を進めます。

### (1) 健全で効率的な行政経営

行政経営は、「限られた財源の中で、最大の効果」を上げることが重要です。

それには自主財源の確保とともに、各種事務事業の検証や、補助金、公共事業の見直しを行うなど、徹底した経費の削減を図りながら、健全で効率的な行政経営を進めます。

### (2) 職員の意識改革

行政改革を進めるには、職員一人ひとりに改革への意識を浸透させる必要があります。

それには、全職員が日常的な問題の改善に着実かつ迅速に取り組み、従前の例にとらわれることなく、改善意欲や問題意識を持つことが重要です。さらに、仕事に対するコスト意識を高め、事務の効率化を図りながら、市民が満足できる行政サービスに努めます。

### (3) 協働によるまちづくり

これからの活力あるまちづくりは市民、民間企業等の理解と協力のもとに、民と官が対等な立場で相互に認識しあい、目標を共有しながら進めていくことが重要です。

それには、市民のニーズを的確に把握し、質の高い公共サービスを提供していくため、市民からの意見や民間の手法（※3）を積極的に取り入れ、市民参画による協働のまちづくりを進めます。

### 3 行政改革の取り組み

本市では、「行政改革の基本方針」に基づいて、以下の推進項目を掲げ取り組めます。

#### (1) 事務事業の見直し

これからの行政経営は、限られた財源、人材を、どの政策に重点的に投入するかなどの判断が重要であるとともに、事務事業については、政策体系に基づいた再編成が求められています。

このようなことから、総合計画（※4）と連動した行政評価システム（※5）を導入し、事務事業の総点検を行い、徹底した経費節減を進めます。

#### (2) 行政組織・機構の再編、見直し

合併をして間もない本市は、現在の組織・機構は暫定的なものであり、行政効率を考えると、早急な見直しが必要となっています。

地方分権や多様化する行政課題に対応し、市民のニーズに応えられるよう、効率的かつ効果的な組織体制を目指し、市民にわかりやすい組織づくりに努めます。

また、本市では、旧町の庁舎を有効利用するために、分庁方式を採用していますが、分庁方式による行政執行体制、財政効果、業務効率については検討する必要があると、市民の利便性、事務執行上の迅速化、効率化などの観点から検証を行います。

泉ヶ丘支所、須屋支所については、今後さらに両庁舎との連携を密にし、市民のニーズに応えるようなサービスと、体制の強化を図ります。

#### (3) 補助金等の見直し

補助金等については、旧町においても見直しを進め、削減に努めてまいりました。今後さらに補助金等の公益性、公平性、効率性、合法性に基づいた検証、問題点の整理を行い、補助金等の交付基準を見直し、縮小、廃止、統合等による整理合理化を進めます。

#### **（４）公共施設管理の民間委託等への推進**

地方自治法の改正により指定管理者制度（※６）が導入され、公の施設の管理に関して、民間からの参入が可能になりました。本市の公共施設については、施設ごとの機能や役割を明確にして、その必要性を検証しながら、行政運営の効率化、行政サービスの維持・向上を図ることを視野に民間委託を進めます。

#### **（５）定員管理および給与の適正化**

旧町では、適正な定員管理を進めてきましたが、本市でも、今後の社会情勢の変化、行政組織・機構の再編等による必要職員数の見直しを行い、適正な定員管理に努めます。

また、公務員制度改革等の動向を踏まえ、給与の適正化を検討するとともに、人事評価制度を導入し、能力や実績を重視する給与体系への見直しを進めます。

#### **（６）効率、効果的な行財政運営**

政策・施策を行う上で必要なのが、財源の確保です。

国が決定した骨太の方針（※７）等によると、今後も交付税が減少する中、長期的視野に立った安定した自主財源の確保をしなければなりません。それには市税等の徴収率の向上に努めるとともに、利用者の受益に応じた適正な負担となるよう各種使用料、手数料等を見直します。併せて、市有財産等の有効活用についても検討します。

また、財政指標（※８）の目標設定や、事務・事業見直しによる歳出全般の効率化を図るとともに、財政計画書を作成し、計画的な財政運営に努めます。さらには行政評価システムを導入することにより、政策・施策に沿った事務事業の優先順位付けを行うシステムを構築します。

なお、公共工事等については、コストの縮減を図るため、PFI（※９）の導入や、入札制度の改革に取り組みます。

### **(7) 第三セクターの見直し**

第三セクター（※10）については、社会情勢の変化に対応するために、設立の目的や役割および経営状況等の再点検を行い、自立経営を含めた第三セクターのあり方などの検討を進めます。

また、情報公開については、市情報公開条例に基づいて公開に努めます。

### **(8) 地方公営企業の経営健全化**

地方公営企業（※11）は、利益の獲得を目的とする民間企業とは異なり、地方公営企業法第3条に掲げられているとおり「企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営すること」を経営の基本原則としています。

このことを踏まえ、供給しているサービスの必要性の検討を行い、必要な事業については、料金の適正な見直しや収入の確保に努めるとともに、さらに事務事業の簡素化・効率化を図り、民間委託や民間的経営手法の導入についても検討します。

また、地方公営企業を取り巻く社会情勢の変化と、多様化するニーズの変化に的確に対応するため、計画的な経営を推進し、経営状況については積極的な情報公開に努めます。

### **(9) 電子自治体の推進**

これまで構築してきた各種ネットワークを、最大限かつ有効的に活用しながら、さらに、情報セキュリティ（※12）対策を施した信頼される電子自治体を構築します。

### **(10) 職員の人材育成・能力の向上**

これからの地方自治体は、地方分権型社会（※13）に対応する人材を育成確保することが特に重要であり、政策形成能力、創造的能力、法務能力などの総合的な能力が求められます。このような人材（資源）を育てるための基本となる人材育成方針を策定し、方針に基づく各種研修を実施します。また、行政評価システムの導入に伴うシステム構築を行うための各種研修や、作業を通して職員の能力の向上と意識改革に取り組みます。



#### (11) 市民等による協働・参画

市民、ボランティア、NPO（※14）、各種団体、企業等と市が協働して、公共サービスを提供していくシステムの構築を検討します。

また、市民の市政への関心を高めるために、政策・施策についての形成過程をオープンにするためのパブリックコメント（※15）などの市民参画を促す取り組みを推進し、政策決定過程における透明性の向上を図ります。さらに、市民の視点に立って事務事業の成果を検証し、市民へ公表します。

### 4 行政改革の推進体制

市長を本部長とする合志市政策推進本部を中心とした下記の推進体制を組織して、広報紙、ホームページ等を活用し、速やかに市民に情報を発信、共有しながら改革目標の達成に向けて全庁的に取り組みます。

#### ○総合政策審議会

市民を代表する者、学識経験を有する者、その他市長が認めた者で組織し、諮問に応じて総合計画の策定や行政改革大綱・集中改革プランなどの重要施策について審議し答申します。

#### ○政策推進本部

庁議（※16）メンバーで組織し、行政改革大綱・集中改革プランについて作業部会に調査・検討を指示し、作業部会から提案された素案を審議して、総合政策審議会に諮問するための原案を作成します。

#### ○作業部会

##### 【行政経営推進部会】

全課長級で組織し、総合計画と連動した行政評価システムの構築を検討するとともに、行政改革大綱・集中改革プランを施策として体系化する検討を行い、政策推進本部へ提案します。

##### 【行政経営検討部会】

課長補佐、係長級で組織し、行政改革大綱・集中改革プランの素案の検討・調査を行い、政策推進本部へ素案を提案します。

## 【用語集】

### ※1 地方交付税

本来地方税として徴収される税金を一旦国が徴収し、再び地方に再配分する制度のことをいう。

### ※2 三位一体の改革

地方税財政制度の改革で、国庫補助負担金の改革・地方交付税の改革・税源移譲を含む税源配分の見直しを、三つ同時かつ一体的に行うこと。

### ※3 民間の手法

サービスと信頼性の向上、目標の設定と権限・責任の明確化、アウトソーシング(※17)の積極的な導入、PFI(※9)の活用など

### ※4 総合計画

自治体の全ての計画の基本となる計画のことです。一般に超長期のまちづくりのビジョン(目指すべき将来都市像)を示す基本構想、基本構想で示された都市像を実現するための施策を定める長期計画である基本計画、基本計画で方向付けられた施策を具体的な事業として実現する実施計画の三つの計画で構成される。

### ※5 行政評価システム

施策やそれを具体化するための事業を対象として、目的や成果、コストなどに着目してその有効性や効率性を評価し、その結果を予算などに反映させることにより、効果的かつ効率的な行政運営の継続的な改善をめざすシステムのこと。

### ※6 指定管理者制度

公共施設の管理について、民間企業等地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」として管理を代行することができる制度。管理者には公の施設の使用許可権限が与えられる。

### ※7 骨太の方針

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」の通称。経済、財政、行政、社会などの分野における聖域なき構造改革を進めるべく、構造改革の重要性とこれからの日本の進むべき道を示すために、経済財政諮問会議において答申され、閣議で決定される。

### ※8 財政指標

地方公共団体の財政運営が健全かどうかを表す指数。

### ※9 PFI (Private Finance Initiative)

公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うもの。

### ※10 第三セクター

国および地方公共団体が経営する公企業を第一セクター、私企業を第二セクターとし、それらとは違う第三の方式による法人という意味。日本では、国または地方公共団体が民間企業と共同出資によって設立した法人を指すことが多く、株式会社の形態をとる。

**※11 地方公営企業**

地方公共団体が行う行政活動のうち、水道、下水道、病院など企業活動として行うもの。

**※12 情報セキュリティ**

情報の機密性、完全性、可用性を維持すること。

**※13 地方分権型社会**

地域住民が地域のビジョンを描き、その実現のために必要な施策を住民自らの選択と責任において決定する社会のこと。

**※14 NPO (Non Profit Organization)**

非営利組織で、利益を目的としない組織のこと。

**※15 パブリックコメント制度**

重要な施策や計画を策定する中で、その素案を公表して、それに対しての意見を広く募集し、出された意見等を参考に意思決定していく制度。

**※16 庁議**

合志市庁議規定(平成18年2月27日 訓令第30号)に基づき、市長、三役、部長等で構成する。

**※17 アウトソーシング**

業務や機能の一部または全部を、専門業者などの外部に委託すること。